

東員町教育委員会告示第4号

東員町給食支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年 2月24日

教育長 日置幸嗣

東員町給食支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国の制度による給食費の無償化及び町が実施する給食費の保護者負担軽減措置の趣旨に鑑み、アレルギー疾患その他のやむを得ない理由により継続して給食を喫食できない園児、児童及び生徒の保護者に対し、東員町給食支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、その経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 園児 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定するものをいう。）又は幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものをいう。）に在籍する3歳児から5歳児までの幼児をいう。
- (2) 児童又は生徒 学校教育法第17条第1項に規定する学齢児童及び同条第2項に規定する学齢生徒並びにこれらと同年齢の外国籍の子をいう。
- (3) 保護者 児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。
- (4) 給食 東員町立保育所設置条例（平成10年東員町条例第12

号)に規定する保育所又は東員町立学校設置条例(昭和50年東員町条例第16号)に規定する幼稚園、小学校及び中学校において提供される食事をいう。

(5) 欠食 給食提供日において、給食を喫食しないことをいう。

(6) 全欠食 1か月における給食提供日数の全てについて欠食した状態をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の条件を全て満たす園児、児童生徒の保護者とする。

(1) 町立小学校に在籍していること、又は町内に住所を有し、かつ、町立保育所(3歳以上児)、幼稚園若しくは中学校に在籍していること。

(2) 次条に定める欠食理由により、1か月単位で全欠食していること。

(3) 当該欠食について、町長が指定する方法により届出がなされていること。

(欠食理由)

第4条 交付の対象となる欠食理由は、次に掲げるものとする。

(1) 医師の診断等により給食を喫食できないアレルギー疾患

(2) 宗教上の理由により給食を喫食できない状態

(3) 登園又は登校の状況により、1か月以上継続して給食を喫食できない状態

(4) 保護者等の選択により、栄養価のある弁当を持参している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める理由

(交付対象外)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、第3条の規定にかかわらず、支援金の交付の対象としない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助等に

- より、給食費相当額の交付又は給食費の負担軽減を受けている者
- (2) その他の公的制度により、給食費の全部について既に公費負担を受けている者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、給食費について実質的な自己負担が生じていないと町長が認める者
 - (4) 第4条に規定する理由について、本要綱の趣旨に反して不当に支援金の交付を受けることを目的としていると町長が認める者
- (交付額)

第6条 支援金の交付額は、当該月における当該園児、児童又は生徒に係る給食費について、国の交付金その他の財源により町が負担している額とする。

2 給食提供日数がない月については、交付の対象としない。

(交付の申請)

第7条 給食費の交付を受けようとする保護者は、東員町給食支援金交付申請書(第1号様式、以下「申請書」という。)により、学期ごとに交付申請を行うものとする。

2 申請に当たっては、欠食理由を確認できる書類その他町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 町は、申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を東員町給食支援金交付可否決定通知書(第2号様式)により決定し、当該申請をした保護者に通知するものとする。

(交付の時期及び方法)

第8条 支援金の交付は、学期ごとに行うものとし、原則として当該学期終了後に指定の口座へ振り込む方法により行う。

2 特別な事情がある場合は、町が別に定める方法により交付することができる。

(不正受給の返還)

第9条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受け

た者があると認めるときは、当該支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の給食費から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後において、国の交付金の終了その他の理由により、給食費に係る町の負担割合が月の途中で変更となった場合は、当該月の初日に適用されている町の負担割合に基づき、交付額を算定するものとする。

(見直し)

3 給食費の額、町の負担割合又は国の制度に変更が生じた場合であっても、この要綱の規定は当然に適用されるものとし、必要がある場合限り見直しを行うものとする。

第1号様式（第7条関係）

東員町給食支援金交付申請書（請求書）

記入日	年	月	日
-----	---	---	---

東員町長 様

東員町給食支援金交付要綱第7条の規定により、裏面の誓約・同意事項に誓約及び同意の上、次のとおり申請します。

申請者 (保護者)	(フリガナ)		生年月日		
	氏名			年	月
	申請者の現住所 (住民票所在地)	東員町			
	連絡先(電話)				
対象者 (園児・児童・生徒)	(フリガナ)		生年月日		
	氏名			年	月
	現住所 (住民票所在地)	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ			
	園・学校名		園・学校	歳児・学年	
申請内容	<input type="checkbox"/> アレルギー疾患により給食を喫食できなかった <input type="checkbox"/> 宗教上の理由により給食を喫食できなかった <input type="checkbox"/> 登校又は登園の状況により、1か月以上継続して給食を喫食できなかった <input type="checkbox"/> 保護者等の選択により弁当を持参している者 <input type="checkbox"/> () ため給食を喫食できなかった				
	対象期間	<input type="checkbox"/> 1学期分(4月分～7月分) <input type="checkbox"/> 2学期分(9月分～12月分) <input type="checkbox"/> 3学期分(1月分～3月分)			
	月数・金額	_____ か月分 _____ 円 <small>※支援金は1か月単位での交付になります。</small>			

指定の金融機関口座（1. 申請者（保護者）の名義の口座）への振込

振込先	金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義（フリガナのみ）
				1 普通 2 当座	

※通帳の表記に合わせてください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※ゆうちょ銀行を選択する場合、振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）を御記入ください。

(裏面)

【誓約・同意事項】

- 1 東員町給食支援金（以下「支援金」という。）の交付要件の該当性等を審査等するため、町が必要な確認を行うこと、必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 2 支援金の交付の可否及び支援金の額を判断するために必要な範囲で、申請に係る園児又は児童生徒が在籍する施設の長に、在籍の状況その他支援金の交付に必要な情報を照会すること。
- 3 園・学校の長が上記2の照会に対する回答を町にすること。
- 4 町が確認できない事項については、関係書類の追加提出を行います。
- 5 この申請書は、町において交付決定をした後は、支援金の請求書として取り扱います。
- 6 町が交付決定をした後に、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、町が定める期限までに申請者（保護者）に連絡又は確認をすることができない場合には、町は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 7 支援金の交付後、交付要件に該当しないことが判明した場合には、支援金を返還します。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

東員町給食支援金交付可否決定通知書

様

東員町長

次のとおり、東員町給食支援金交付の可否を決定したので通知します。

申請者	氏名		月 日	生 年		年 月 日
	申請者の住所	東員町				
対象者	氏名		月 日	生 年		年 月 日
	園・学校名				園・学校	歳児・学年
交付の可否		可・否 とする。				
交付決定額		円				
理由(否の場合のみ)						
備考						

(不服申立て)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東員町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、東員町を被告（訴訟において町を代表する者は東員町長となります。）として、提訴することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に係る裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。